

税 務

当局が行う税理士の実態確認・調査

税理士関係事務運営に係る当局「特留」事項が判明

要 約

- 課税当局における税理士関係事務運営に関する「特留（特に留意すべき）」事項が判明。
- 税理士等情報の収集・活用、実態確認・税理士法上の調査の実施、迅速な懲戒処分等が特留事項に。
- 税理士法上の調査対象者の引継ぎ、退職予定職員への税理士法42条の周知徹底等も明記。

課税当局における税理士関係事務運営の特留事項では、税理士・税理士法人に係る情報収集→実態確認の実施→税理士法上の調査の実施→懲戒処分等という流れの事務運営が確認されている。

このうち税理士等情報の収集では、課税部門の調査担当者が作成する「税理士等情報提供せん」が活用される。税理士等情報提供せんは、課税調査の過程で多額の不正が把握され、その不正に税理士関与の疑いがある場合に作成されるもの。税理士等情報提供せんで税理士法違反行為が認められる場合、実態確認等の実施が検討される。

税理士等に対する実態確認は、税理士等情報提供せん等が多数ある者、使用人や関与先の概況が不明な者、使用人や関与先の概況等からみて業務が適正に運営されているかどうかの確認を要する者などが対象となる。

この実態確認では、税理士等の業務内容等の把握に重点が置かれ、その結果、重大な税理士法違反行為が認められた場合には深度ある税理士法上の調査が実施される。

税理士法上の調査は、税理士法に違反する行為または事実（故意による不真正税務書類の作成、税理士自身の所得税等の脱税、名義貸しなど）があると認められる税理士等に対して懲戒処分を視野に入れて実施されるもの。調査においては、税理士法違反行為の事実や動機が明確となるような聴き取り、証拠資料の収集が行われる。

なお、税理士法上の調査については、税理士監理官が事務年度末までに翌事務年度の調査対象者の選定を行い、確実に翌事務年度に引継ぐとされている。

また、懲戒処分について課税当局は、税理士法で税理士業務を無償独占業務として保護しているにもかかわらず税理士法違反行為が発生すれば、税理士制度への国民の信頼を失いかねないと指摘。税理士法違反行為には懲戒処分等を厳正に実施する必要があるとする。

その他、「退職予定職員への税理士法第42条の周知徹底」として、税理士法42条に規定されている制限は、離職前1年以内に異動があった場合の異動前の勤務地における「事件」も対象になることなど説明するとしている。